

基本構想の位置づけ

『市町村振興計画』と「基本構想」

市町村は、当面する諸問題を解決し、住民の要請に応えるためには、行政をその場限りのものとすることなく、総合的かつ計画的に秩序だてて行なう必要があります。特に、現在のように地域経済社会の変動の激しい時代にあっては、市町村行政は常にその環境の変化に即応できるような体制を整備しておき、ある変化が市町村の住民の福祉にとってどのような影響を及ぼすかを適確に判断し、それに対応する施策を迅速に講じ、合理的かつ効率的な行政運営を確保することが要請されています。『市町村振興計画』は、そのための手段です。

『市町村振興計画』はおおむね「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つの部分で構成されます。

「基本構想」

市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となるべきものであり、かつ「基本計画」及び「実施計画」の基礎をなすものです。地方自治法第2条第4項に規定する議会の議決を経るべき総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と同一と考えられます。

なお、その本来の性格上、市町村の事務ないし事業の具体的、個別的な計画に相当するような内容まで言及することは適当ではありません。

「基本計画」

基本構想に掲げる目標に到達するための市町村の施策、手段等を体系的にとりまとめたものです。

「実施計画」

基本計画で定めた市町村の各部門にわたる施策を現実の行財政の中でどのように実現してゆくかを明らかにするためのものです。

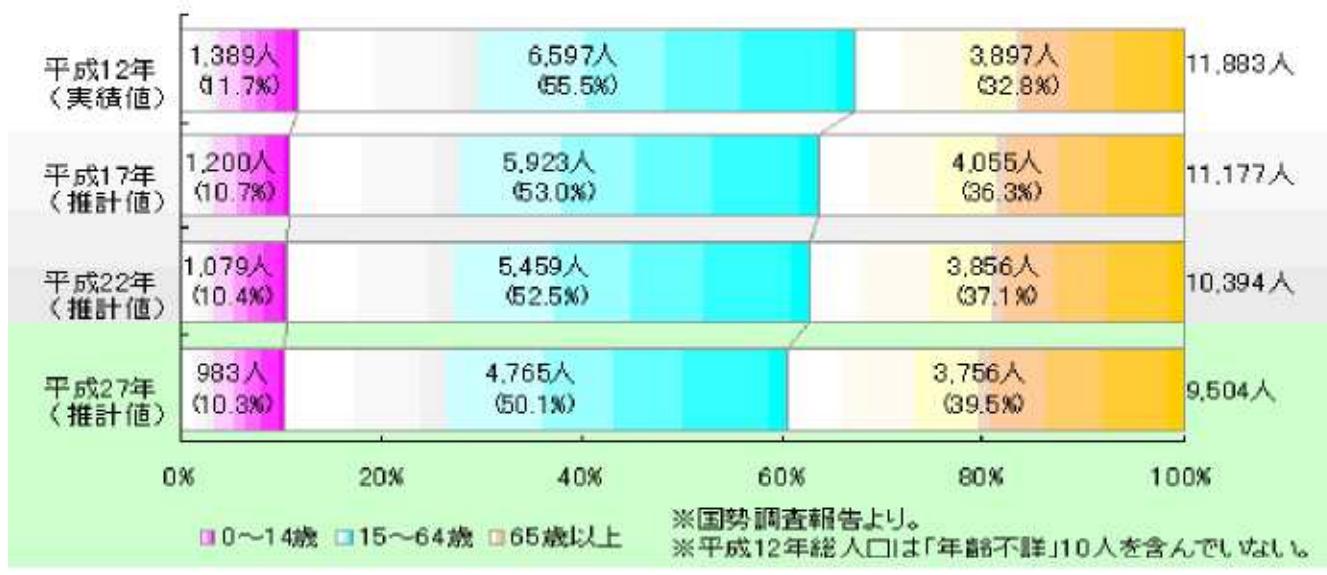
那賀町は丹生谷合併協議会において合併後の新町の総合計画を想定し策定された「那賀町まちづくり計画」を尊重し、これを「那賀町基本構想」と位置づけます。

基本構想の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

主要指標の見通しと地域の課題

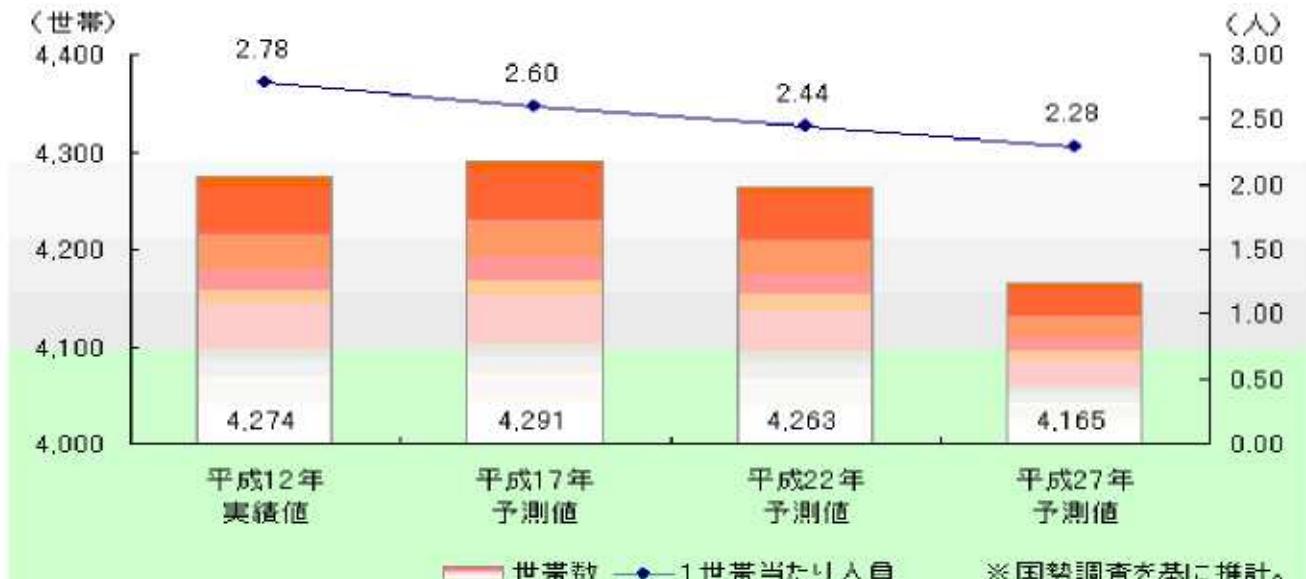
1. 人口の見通し

国勢調査人口を基に、コーホート変化率法により地域の人口を推計すると、那賀町の総人口は減少が続き、平成27年には9,504人と1万人を下回ることが推計されます。また、年代別的人口割合においては、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方、老齢人口割合は増加が続き、平成27年には住民の約4割が高齢者になることが見通されます。



2. 世帯数の見通し

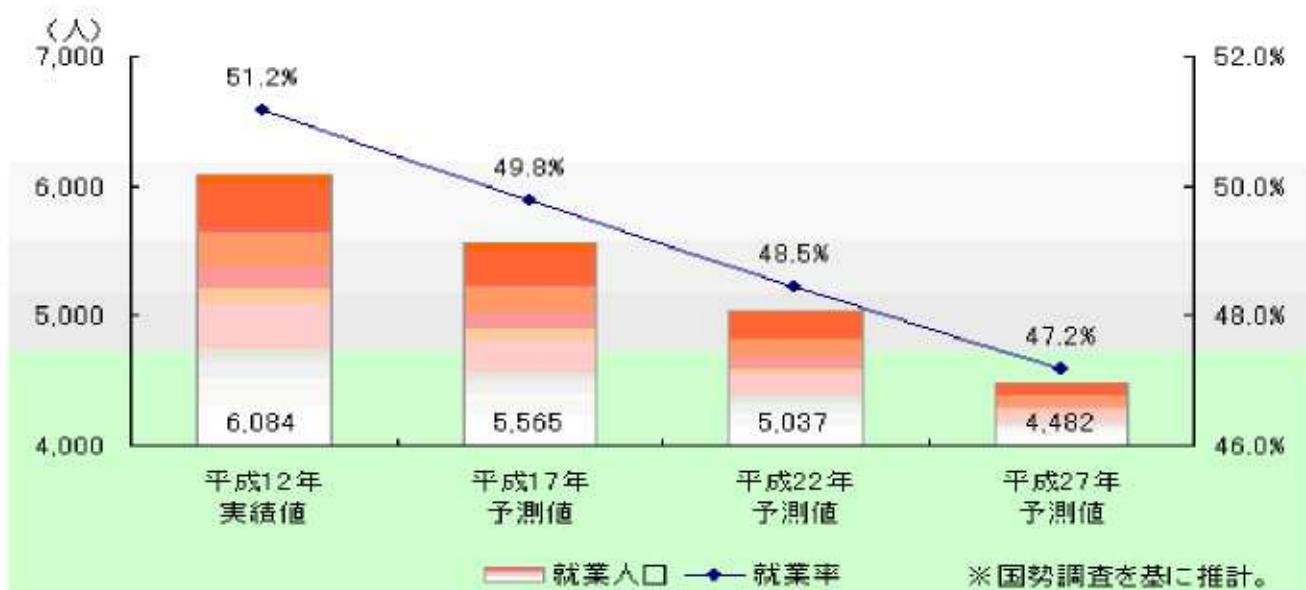
地域における世帯構成人員は、平成7年の2.97人から平成12年には2.78人と6.4%減少しています。この減少率が今後も続くことを仮定して、推計した将来人口に当てはめると、世帯数は、平成17年には4,291世帯とやや増加しますが、その後減少が続き、平成27年には4,165世帯になるものと推計されます。



世帯数の見通し

3. 就業人口の見通し

高齢化の進展に伴って、地域の就業率(総人口に占める就業人口の割合)は低下しており、平成7年の52.6%から平成12年には51.2%と1.4ポイント減少しています。今後も高齢化の進展が見通されることから、就業率の減少が続くことを仮定すると、推計した将来人口より、就業人口は平成17年に5,565人、平成27年には4,482人になることが推計されます。



就業人口の見通し

4. 地域の課題

過疎化が進行し、益々厳しくなる財政運営の中、医療・福祉体制の整備や育児環境の充実など、住民のニーズに対応した、より質の高い、多様な行政サービスの提供が求められています。

また、先人から受け継いだ豊かで美しい自然や景観の保全に向けて、河川の水質浄化やごみのリサイクル化、また、環境教育の推進等が求められるとともに、すべての人が安全で安心して生活できるよう、道路・交通体系や衛生環境の整備、防災体制の充実などが求められています。

産業面では、若者の働く場の確保や地域の基幹産業である農林業の再生が求められています。さらには、地域資源を活かした観光産業の育成や産業間の連携による新産業の創造などが求められています

那賀町まちづくりの基本方針

1. 那賀町の基本理念と将来像

(1) 基本理念

住民が「安全で安心して心豊かに誇りを持って暮らすことができる那賀町」にするには、『地域・世代を越えた互いを思いやる心　住民が互いに手をたずさえ、自分達の手で創る那賀町』を那賀町におけるまちづくりの基本理念とします。

(2) 那賀町の将来像

このような理念のもとに、住民、企業、行政が個々の役割を認識し、知恵と力を結び、思いやりの心を持ち、すべての住民が心豊かに誇りを持って暮らし、地域の価値や潜在能力が十分に発揮できるまちづくりを目指して、「住む人、来る人に魅力いっぱいのまち」を那賀町の将来像とします。

2. 那賀町まちづくりの目標

こうした将来像を実現するため、まちづくりの目標を次のように設定し、これに向けた施策を展開します。

○自然環境に配慮したやさしいまちづくり

水と緑があふれる自然環境および景観の保全に努め、まちに住む人、まちに来る人すべての人にゆとりや安らぎをあたえるまちづくりを目指します。

河川や溪流、山林など多彩な水と緑あふれる自然環境や景観の保全を図ります。また、ゴミの減量化・リサイクル化、水質浄化など住民と行政が一体となった環境保全活動を推進し、地球環境にやさしいまちづくりや、自然環境と調和したまちづくりを目指します。

さらに、増加している自然への余暇活動ニーズに即した観光・レクリエーション、交流の場や、自然や生き物と直接ふれあうことができる環境教育の場づくり等、自然とふれあい、親しめる環境づくり、自然資源の特性を活かした地域の魅力向上に努めます。

○だれもがゆとりの中で安心して生活できるまちづくり

日常的な生活空間において、すべての人がゆとりの中で安心して生活できるまち、快適性や利便性の高い生活環境づくりを目指します。

地域住民の生活利便性の向上を目指し、道路基盤の整備を進めるとともに公共交通機関(バス)の充実に努めます。

また、自然環境への配慮に留意しつつ、上下水道、ごみ・し尿処理などの衛生環境の充実、自然災害や火災への対応など、生活環境の向上を推進します。

さらには、若者などの地域外への流出を防ぎ、定住を促進するために、良好な公営住宅の整備や民間住宅の誘導など、生活環境の向上を図るとともに地域のよさを育していく魅力ある環境づくりに努めます。

○すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもから高齢者、障害のある人など、すべての人が安心していきいきと暮らすことができる、人にやさしいまちの実現を目指します。

地域の総合的な保健・医療・福祉体制の充実を図るとともに、すべての人の健康の維持・増進につながる病院・診療所等の充実と健康管理施策の充実に努めます。また、だれもがいつまでも健康で生きがいの持てるまちづくりを進めるとともに、地域全体で共に支え合う仕組みや体制を整備し、安心して生活できる地域社会の構築を目指すため必要な施策を講じます。

さらには、高齢者や障害のある人等へのソフト面・ハード面でのバリアフリー社会の形成を図るとともに、人権が尊重される社会の実現に向けた支援体制の充実を推進します。

○みんなでつくる個性と活力があふれるまちづくり

地域の主役は住民であり、環境・景観・福祉・防災・文化・教育などの様々な面において住民が参加し、地域の特性や住民の個性を十分に活かしたまちづくりを進めます。

まちづくりをみんなで進めることにより地域への誇りや愛着、人や地域への思いやり、地域の結びつきを高め、これからも住み続けたいと思うまちの実現を目指します。

さらには、住民との協働により地域の特徴を活かした歴史・文化・スポーツ等の各種交流・イベント活動を継続的に進めるとともに、地域内外への情報発信を充実し、広域的、国際

的な交流促進を目指した活力あふれるまちの実現に努めます。

○すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり

住民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいを見い出し、個性や創造性を発揮できるまちの実現を目指すとともに、恵まれた自然や歴史・文化を次世代に継承しつつ、新たな文化を創造するまちづくりを推進します。

幼児の健全な育成を図るため、保育所と幼稚園の連携を図るとともに、施設の整備充実を図り、保育サービスの向上に努めます。

また、明日を担う子供達が、豊かな心と生きる力を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、学校環境の充実に努めます。

さらには、住民の日常的な生涯学習の場づくりやネットワークの形成、また、教育・文化施設、地域資源の有効活用等により効果的な生涯学習の環境整備を推進するとともに、若年層から高齢者まで、幅広い住民が参加できる文化活動や地域社会活動の充実を推進します。

○地域の特性を活かしてさまざまな産業が育つまちづくり

地域の特性を活かした個性豊かな既存産業の振興を目指すとともに、先端技術企業等の産業誘致、地域の豊富な水や森林資源を利用した新産業の創出・既存産業の新分野への取り組みを促進し、若者や高齢者の雇用・就業環境の充実を促進します。

また、地域の基幹産業である第1次産業の資源を活かした特產品の開発や高付加価値化を図り後継者育成に努めます。さらに、商工業等各産業が連携することで地域産業の付加価値を高め、観光交流及び観光レクリエーション施設の充実を推進し、既存産業の活性化を促進します。